

(参考)

1,4-ジオキサンの暫定排水基準の設定の必要性

地域	条例	既設	新設
上水道水源地域	上乗せ条例	該当事業場が存在しないため、必要はない	水道水源保護の観点から設けるべきでない
	生活環境保全条例	該当事業場は 1 事業場のみであり、対応可能であるため、必要はない	水道水源保護の観点から設けるべきでない
上記以外の地域	生活環境保全条例	該当事業場が存在しないため、必要はない	現在届出施設で 1,4-ジオキサンの使用実態がなく、また、今後も使用の可能性が高くないと考えられることや、仮に使用する場合は廃液回収などの対策が徹底されるべきであることから、必要性は認められない